



目次

告 示	ページ
○管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (業務衛生課)	1
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 ( " )	1
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)	1
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (2件) (農業基盤課)	1
○土地改良区の定款変更の認可 ( " )	1
高知県内水面漁場管理委員会告示	
○内水面漁場計画の案の作成に伴う公聴会の開催 (5・21揭示)	1

告 示

高知県告示第395号

理容師法 (昭和22年法律第234号) 第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法 (昭和32年法律第163号) 第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会 (以下「講習会」と総称する。)の指定を令和7年5月30日付けで次のとおり行った。

令和7年5月30日

高知県知事 濱田 省司

- 講習会の主催者  
東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 JMFビル笹塚01 (8階)  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習会の実施期間及び実施場所  
令和7年10月20日 (月) から同年11月17日 (月) まで  
愛媛県松山市南堀端町2番地3 JA愛媛 リジュール松山
- 講習会の講習科目及び講習時間数  
(1) 公衆衛生 4時間  
(2) 理容所の衛生管理又は美容所の衛生管理 14時間
- 講習会の受講料  
2万円

5 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先  
愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

高知県告示第396号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第4号の規定により、道路法 (昭和27年法律第180号) による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

令和7年5月30日

高知県知事 濱田 省司

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町白浜字白浜88番23	安芸郡東洋町河内字宮ノ西1791番1	10.80	755.00
		38.90	

高知県告示第397号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和7年5月30日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市高岡町	字 摺木 丙 256番9	6.00	73.02	

高知県告示第398号

昭和39年4月高知県告示第110号 (指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、令和7年6月2日から施行する。

令和7年5月30日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表中  
「伊野」を「いの吾川」に改める。

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第18項の規定により、庄毛土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和7年5月30日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住 所  
監事 谷山 純一 室戸市吉良川町乙3489番地2

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第18項の規定により、佐川土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和7年5月30日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住 所  
理事 森 末幸 高岡郡佐川町丙4015番

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、芸西土地改良区の定款の変更を令和7年5月16日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年5月30日

高知県知事 濱田 省司

内水面漁場管理委員会告示

高知県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第67条第2項において準用する同法第64条第3項の規定により内水面漁場計画の案を作成したので、同法第67条第2項において準用する同法第64条第5項の規定により次のとおり公聴会を開催する。

令和7年5月21日 (揭示済)

高知県内水面漁場管理委員会会長 吉村 正男

- 公聴会の開催日時  
令和7年6月10日 (火) 午後2時
- 公聴会の開催場所  
高知市本町五丁目3番20号 高知共済会館 3階中会議室「藤」